

那珂川町告示第76号

那珂川町障害福祉施設等物価高騰対策事業費交付金交付要綱を次のように定め、令和4年12月1日から適用する。

令和4年11月8日

那珂川町長 福島泰夫

那珂川町障害福祉施設等物価高騰対策事業費交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、物価の高騰を受け障害福祉施設等における食事提供に要する経費の負担が増加していることから、障害福祉施設等を運営するものに対し、その経費の一部を支援するため、那珂川町障害福祉施設等物価高騰対策事業費交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 交付金の交付の対象となるものは、令和4年10月1日（以下「基準日」という。）までに町内に事業所を開業し、次の各号に掲げる施設等（以下「交付対象施設等」という。）を運営するものとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護を行うもの

(2) 法第8条第8項に規定する短期入所を行うもの

(3) 法第8条第12項に規定する自立訓練を行うもの

(4) 法第8条第14項に規定する就労継続支援を行うもの

(5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行うもの

(6) 法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行うもの

2 前項の規定にかかわらず、交付金の交付の対象となるものは、次の各号のいずれ

にも該当するものとする。

- (1) 基準日においてサービスの提供を休止していないものに限る。
- (2) 町税等の滞納がないこと。
- (3) 代表者又は役員が那珂川町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。

(交付額及び交付回数)

第3条 交付金の額は、第2条の障害福祉サービス一つにつき40,000円とし、交付回数は1回限りとする。

(交付の申請)

第4条 交付金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、交付金交付申請書（様式第1号）に掲げる書類を添えて、令和5年1月31日までに町長に申請するものとする。

(交付の決定)

第5条 町長は、前条に定める申請があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、予算の範囲内において、その交付を決定する。

2 町長は、前項の規定により交付を決定した場合は、交付決定通知書（様式第2号）を用いて、申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第6条 第5条の規定により通知をうけた交付事業者等が、交付金等の交付を受けようとするときは、交付金請求書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の取り消し)

第7条 町長は、前条の交付を決定した後であっても、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定を取り消すことができる。

- (1) 申請者が、第2条で定める要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 申請者が、虚偽その他の不正な手段により、交付の決定を受けたとき。

(3) 前2号で定めるものの他町長が交付を取り消すことが適当であると認めたとき。

(交付金の返還)

第8条 町長は、前条に定める交付決定の取り消しが、申請者に交付金を支払った後

であったときは、交付金の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、前項の返還を請求する場合は、返還させる交付金に加えて、別に定める

加算金も併せて請求することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものほか、必要な事項は、町長が別に定める。

様式第1号（第4条関係）

年　月　日

那珂川町長　　様

（申請者）

住 所

氏 名

㊞

令和4年度那珂川町障害福祉施設等物価高騰対策事業費交付金交付申請書

令和4年度那珂川町障害福祉施設等物価高対策事業費交付金について、令和4年度
那珂川町障害福祉施設等物価高騰対策事業費交付金交付要綱第4条の規定により、下
記のとおり申請いたします。

| | |
|--------------------------------|---------------------------|
| （申請者） 所名 代表者 在地 氏名 | |
| 交付対象施設等の名称 | |
| 交付対象施設等の所在地 | 那珂川町 |
| 交付対象サービスの名称 | |
| 交付金申請額 | 円 |
| 添付書類 | ・その他 町長が特に必要と認める書類 () |

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

那珂川町長

那珂川町障害福祉施設等物価高騰対策事業費交付金の交付決定等について

年 月 日付けで交付申請書の提出があったことについて、別紙指令書のとおり交付決定を行ったので通知します。

については、那珂川町障害福祉施設等物価高騰対策事業費交付金要綱の第6条の規定に基づく交付請求書を次のとおり提出願います。

記

- 1 請求書の様式 別添のとおり
- 2 請求書の提出先 那珂川町 健康福祉課

様式第3号（第6条関係）

那珂川町障害福祉施設等物価高騰対策事業費交付金交付請求書

金 円

年 月 日付け那珂川町指令 第 号をもって交付決定のあつた
標記交付金等を下記のとおり交付されるよう、那珂川町障害福祉施設等物価高騰対策
事業費交付金要綱第6条の規定により請求します。

年 月 日

那珂川町長 様

住 所

(名 称)

氏名又は代表者名

印

関係書類

- (1) 交付金交付決定書（様式第2号）の写し
- (2) 振込先口座名

| | |
|-------|-------|
| 金融機関名 | |
| 支 店 名 | |
| 口座の種別 | 普通・当座 |
| 口座番号 | |
| (カ ナ) | |
| 口座名義人 | |